



岡山県
飲食店等

一時支援金

第3期



©岡山県「ももっち」

©岡山県「うらっち」

給付金（一事業者一回限り）

法人

40万円

個人事業者

20万円

給付対象

外出機会の減少による影響を受け、令和3年の7月、8月又は9月の売上が令和元年比又は令和2年比で30%以上減少している事業者で、次の①から⑧のいずれにも該当すること

- ① 県内に主たる事業所を有すること
- ② 次のいずれかに該当する事業を営み、かつ、その事業の売上が最も大きいこと
 - ア) 飲食店
 - イ) 飲食店と直接・間接の取引がある事業者
 - ウ) 主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う飲食店以外の事業者
 - エ) ウの事業者と直接の取引がある事業者
- ③ 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
- ④ 国の月次支援金（令和3年7月～9月分）を受給していない又は今後も受給する予定がないこと
- ⑤ 都道府県による令和3年7月から9月における休業若しくは営業時間短縮の要請に伴う協力金を受給していない又は今後も受給する予定がないこと
- ⑥ 都道府県による新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第3項に基づく休業若しくは営業時間短縮に係る命令の前提となる口頭指導又は文書の事前通知を受けていないこと
- ⑦ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための業種別ガイドラインに沿った対策を実施していること
- ⑧ 今後も事業を継続する意思があること

裏面の
対象事業者の
考え方を
ご覧ください

申請方法について ※申請は、2段階（確認機関 → 県）となります（第2期から変更はありません）

- ① 岡山県飲食店等一時支援金（第3期）HPから様式、申請要領等をダウンロード

【第1段階】 確認機関での事前確認

- ② 右記の書類を準備：事前確認用チェックリスト、売上減少・該当要件申告書（確定申告書・売上台帳等写しを添付）
- ③ 確認機関に②の書類を提出
- ④ 確認機関で該当要件が確認できた場合、確認通知書を発行

受付期間 令和3年 11月1日(月)～12月24日(金) ※当日消印有効

提出方法 郵送のみ

提出先 確認機関（商工会、商工会議所、中小企業団体中央会）

※確認機関一覧は下記HPに掲載しています

【第2段階】 県への申請

- ⑤ 下記の書類を添付して申請
 - ア) 確認通知書 ※第1期又は第2期の県一時支援金を受給し、申請者情報に変更がない事業者はエとオの添付は不要
 - イ) 交付申請書兼実績報告書
 - ウ) 誓約書
 - エ) 振込先口座を確認できる通帳写し
 - オ) 【個人事業者のみ】 本人確認書類（免許証等）

受付期間 令和3年 11月8日(月)～

提出方法 電子申請又は郵送 ※電子申請が便利です

提出先 電子申請 確認通知書に記載のQRコード又は URLから申請用HPにアクセス

郵送 〒703-8278 岡山市中区古京町1-7-36 岡山県飲食店等一時支援金受付係

QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

下記HPに様式、申請要領、よくあるご質問等を掲載しています。HPで手続きの詳細をご確認の上、申請してください。

[https:// www.pref.okayama.jp/page/738476.html](https://www.pref.okayama.jp/page/738476.html)



お問合せ

岡山県飲食店等一時支援金受付係
【受付時間】9:00～12:00、13:00～17:00(土・日・祝日除く)

086-226-7972

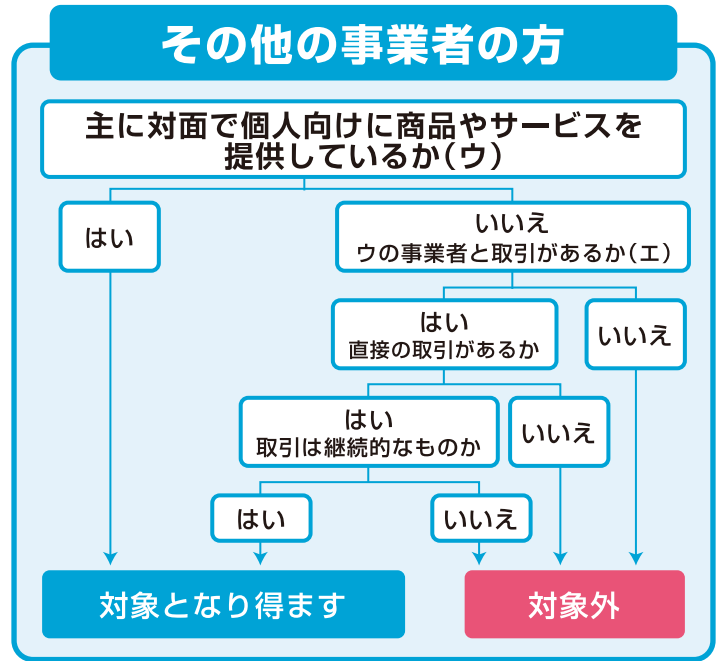
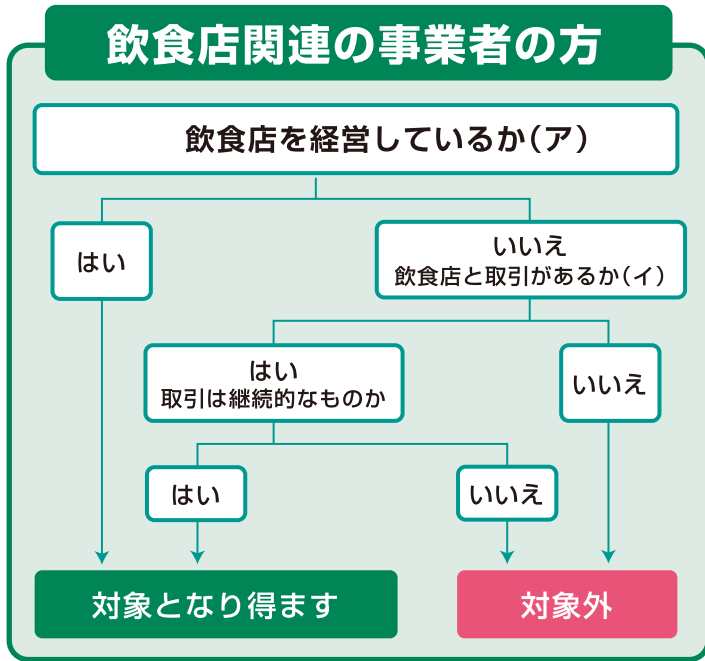
岡山県 一時支援金 第3期

検索

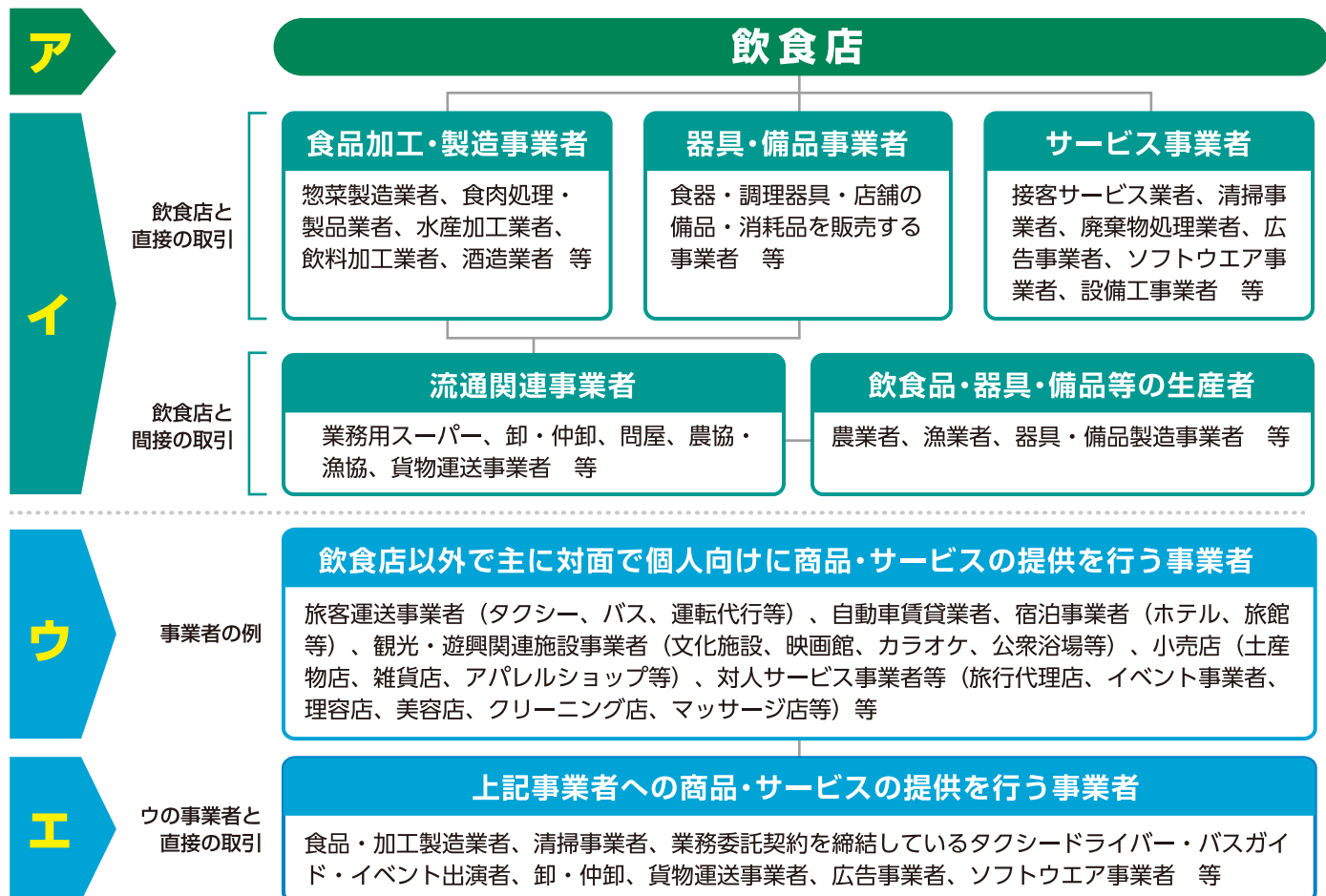
外出機会の減少による 影響を受けた事業者の考え方

(第2期から変更はありません)

※令和3年7月から9月における月次支援金又は、休業若しくは営業時間短縮の要請に伴う協力金(時短要請協力金、大規模集客施設協力金)の受給(予定)事業者は対象となりません。



対象となり得る事業者の例



岡山県を装った詐欺にご注意ください

県職員が申請者を訪問する、通帳やカードを預かる、暗証番号を尋ねる、ATMの操作を指示する、お金を請求することは絶対にありません。